

木更津飛行場周辺まちづくり構想策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、木更津飛行場周辺まちづくり構想策定支援業務について、当該業務の目的及び内容に最も適した事業者を選定するためのプロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名	木更津飛行場周辺まちづくり構想策定支援業務委託
(2) 業務内容	別添「木更津飛行場周辺まちづくり構想策定支援業務委託仕様書」のとおり
(3) 履行期間	委託契約締結日から令和4年3月15日（火）まで
(4) 当該予算額	金19,800,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は、予定価格を示すものではない。

3 契約の方法

随意契約とする。なお、参加資格があると認められた者から提出された提案書類の内容について、本市関係者で構成する木更津飛行場周辺まちづくり構想策定支援業務受託候補者選定審査会で審査し、随意契約の相手候補者（以下、「受託候補者」という。）を決定する。

4 公募型プロポーザル方式採用の理由

少子高齢化及び人口減少時代を踏まえ、本市の特徴である基地と共存するまちづくりを推進し、中心市街地及び基地周辺地区に多様な都市機能（公共施設、文化・芸術施設や商業施設）を集約したコンパクトなまちづくりを行うことにより、定住・交流人口の増加を図るとともに、地域防災力の強化を図り、災害にも強い公共施設整備を推進することを目的として「木更津飛行場周辺まちづくり構想」の策定を行う。

本計画は、今後のまちづくりの方向性を定める重要な計画であり、専門性ととも質の高さが求められるため、価格競争のみで選定するのではなく、公募により複数の者から企画を提案してもらい、創造性、技術力等を審査する「公募型プロポーザル方式」を採用する。

5 参加資格

- (1) プロポーザル参加意向申出書（別記第1号様式）の提出期限日において、木更津市入札参加資格者名簿に登録されている者

- (2) 受注者を決定する日までに、木更津市入札参加資格者指名停止措置要領及び木更津市入札契約に係る暴力団対策措置要綱の規定による指名停止措置を受けていない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の事項のいずれにも該当しない者
 - ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者、又は受注者を決定する前6ヶ月以内に手形、小切手を不渡りにした者
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (4) 過去に都市計画や公共施設マネジメント計画などの策定業務の実績があること。
- (5) 上記（2）から（4）に該当する者で、入札参加資格と同様の要件を有していると認められる者。

6 実施スケジュール

※各日程については、事務の都合により変更する場合があります。

(1) 実施要領等の配布	令和3年6月29日（火）
(2) 参加意向申出書の提出期限	令和3年7月5日（月）午後5時まで
(3) 提案資格確認結果通知	令和3年7月6日（火）
(4) 質問の受付期間	令和3年7月6日（火）午前9時から 令和3年7月12日（月）午後5時まで
(5) 質問に対する回答	令和3年7月14日（水）
(6) 提案書類の提出期間	令和3年7月16日（金）午後5時まで
(7) プレゼンテーション審査	令和3年7月28日（水）
(8) 選定結果通知	令和3年7月下旬
(9) 契約	令和3年8月上旬

7 資料の交付

本プロポーザルに係る資料を下記のとおり交付する。

- (1) 交付資料
 - ・ 木更津飛行場周辺まちづくり構想策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領
 - ・ 木更津飛行場周辺まちづくり構想策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル別記様式

・木更津飛行場周辺まちづくり構想策定支援業務委託仕様書

(2) 交付方法

木更津市公式ホームページ内に掲載する。

8 参加意向申出

(1) 応募書類

・プロポーザル参加意向申出書（別記第1号様式）

(2) 募集期間

令和3年7月5日（月）午後5時まで（必着）

(3) 応募方法

持参もしくは郵送によること。

※郵送の場合は、必着とし、配達記録が残る方法で郵送すること。

【提出先】

〒292-8501 木更津市富士見一丁目2番1号 木更津市役所駅前庁舎
市長公室公共施設マネジメント課（電話：0438-23-8698）

9 質問の受付及び回答

(1) 質問の提出期限

令和3年7月12日（月）午後5時まで

(2) 質問の提出方法

電子メールにより、質問書（任意様式）を担当部局に提出するとともに、電話により担当部局へ提出したことを連絡すること。

(3) 回答

令和3年7月14日（水）に全質問に対する回答を一括して、木更津市公式ホームページ内に掲載する。

10 提案資格確認結果の通知

木更津市は、プロポーザル参加表明書の内容について、「第5 参加資格」により提案資格を満たしているか確認し、令和3年7月6日（火）に、参加意向申出者に対して、提案資格確認結果通知書を発送する。なお、提案資格が認められなかった者に対しては、提案資格を認めない理由を記載して通知する。

11 評価方法及び評価基準

(1) 評価方法

本業務の履行に最も適した契約の受託候補者を、厳正かつ公正に決定するため、木更津飛行場周辺まちづくり構想策定支援業務受託候補者選定審査会（以

下、「審査会」という。)を設置し、審査会委員が、提出された提案書類に基づくプレゼンテーション審査の内容について、下記「(2) 評価基準」及び「(3) 審査項目の採点基準」に基づき、採点を行う。その上で以下ア及びイのいずれも満たす者を受託候補者として選定するものとする。ただし、最高得点者が2提案者以上になった場合は、審査会委員の協議により受託候補者を選定し、提案者が1事業者のみの場合は、審査会委員の協議により受託候補者とするか決定する。

ア 合計得点が、以下の式を満たしている者

$$\text{合計得点} \geq \text{評価項目の合計点 (100点)} \times \text{審査会委員の人数} \times 0.6$$

イ 合計得点が最も高い者

例) 審査会委員6名の場合

360点未満となった提案者は、受託候補者として選定されない。

(2) 評価基準

【評価基準】		
評価項目	評価の視点	配点
① 業務実施体制	本市との打合せや問合せに的確・迅速に対応でき、確実な業務を遂行できる体制が取られているか	10
② 業務実績	過去において十分な業務実績を有しているか	10
③ スケジュールについて	仕様書の内容に基づき、効率的なスケジュールが計画されているか	10
④ 目的の理解度	本業務の目的(様々な計画を踏まえながら、防衛省補助事業である「まちづくり構想策定支援事業」の趣旨に沿う)を理解したものとなっているか	20
⑤ 各計画の理解度	本市の計画(「都市計画マスタープラン」、「立地適正化計画」、「中心市街地活性化基本計画」)等を理解しているか	10
⑥ 基礎調査等	本市の現状等を的確に把握しているか	10
⑦ 企画力	今後のまちづくりの方向性について、適切かつ有益な提案がなされているか	10
⑧ その他	本業務に対する意欲、熱意が見られるか	10

⑨ 価格点	価格点（提案者の最も低い価格÷当該提案者の価格）×10	10
-------	-----------------------------	----

※価格点：小数点以下を切り捨てた後、集計する
（切捨て後が8点である場合：8点×審査会委員数）

(3) 評価項目の採点基準

評価	評価基準	得点化基準
A	特に優れている	各項目の配点×1.0
B	優れている	各項目の配点×0.8
C	普通	各項目の配点×0.6
D	やや劣る	各項目の配点×0.4
E	劣る	各項目の配点×0

12 提案方法

提案者は、以下のとおり選考に必要な書類（以下「提出書類」という。）を提出すること。なお、1事業者につき1つの提案の提出に限る。

(1) 提案書類

後述のとおり

(2) 提出方法

担当部局へ持参すること。

なお、提案書類提出時にくじをひき、番号の大きい提案者から当日プレゼンテーションを開始する。

※提案者を参集してくじをひくものではなく、提案書類提出時に合わせてくじをひく。

(3) 提出期限

令和3年7月16日（金）午後5時まで

プレゼンテーションに必要なデータもあわせて提出する。なお、提出データは提案書類に沿ったものであれば、プレゼンテーション用に加工したもので構わない。

(4) 作成上の注意

提案書類は①～⑧の順にファイルで綴じ、1部ずつ右側にインデックス（No.①～No.⑧）を付して正本1部と、副本10部を提出する。

○提出書類

提出書類	留意事項
①提案書表紙（別記第2号様式）	所在地・会社名・代表者を記入し、代表者印を押印した上で鑑表紙とする。
②企画提案書（任意様式）	「1.1 評価方法及び評価基準（2）評価基準」を参考に、具体的な実施方法を記載する。
③業務工程表（任意様式）	業務のスケジュールを記載する。
④業務実績（別記第4号様式）	都市計画や公共施設マネジメント計画作成などの過去の実績を最大5件まで記載する。
⑤業務実施体制（別記第3号様式）	本業務に係る人員について、担当する業務内容を記載する。
⑥配置予定者の経歴調書（別記第5号様式）	配置予定人員の氏名、経歴、実績等について記載する。なお、保有資格については、証明できる書面の写しを添付する。
⑦見積書（任意様式）	合計金額のほか、積算内訳も記載する。
⑧会社概要	パンフレットも可とする。

※評価、得点化基準と表記された部分は除く

13 プレゼンテーション審査

本プロポーザルの審査は、審査会委員が、本要領1.1で示す評価方法及び評価基準に基づき審査を行う。

なお、プレゼンテーションの実施方法等については、次のとおりとする。

- (1) プレゼンテーションの時間は1事業者当たり15分以内とする。
- (2) プレゼンテーションの実施終了後、約10分の質疑応答時間を設ける。
- (3) プレゼンテーション会場への入場者は、3名以内とする。
- (4) プレゼンテーションは、提出書類を用いて行うものとし、当日の差替えや資料の追加は認めないものとする。
- (5) プレゼンテーションに必要となるパソコン、スクリーン、プロジェクターは、本市で用意する。なお、プレゼンテーション用の資料はパワーポイント形式とし、作成したデータをCD-Rで事務局へ提出してください。

※パソコンは、Microsoft Office Power Point 2013がインストール

- (6) プレゼンテーションの日程は下記のとおりとし、詳細は別途通知する。

- ・実施日 令和3年7月28日（水）
- ・実施場所 木更津市役所 駅前庁舎8階

14 審査結果の通知

審査結果については、結果通知書を郵送する。

- (1) 通知日
令和3年7月下旬
- (2) 審査結果についての問合せ及び選定結果に対する異議申立ては、一切応じないものとする。

15 審査結果の公表

審査結果については、下記のとおり公表する。

- (1) 公表事項
受託候補者名、総合計得点
- (2) 公表方法
木更津市公式ホームページ内に掲載する。

16 契約の締結

- (1) 提案書類について、業務の詳細を協議の上、再度見積書（提案書類の提出時の⑦見積書とは別に）を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結する。
(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約)
- (2) 受託候補者との協議が整わない場合は、次点者と業務の詳細等を協議のうえ、上記と同じ手続きにより契約を締結する。

17 その他

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とし、プロポーザル参加停止通知書により通知する。
 - ① 提案書等の必要書類を期日までに提出しない場合
 - ② 「第5 参加資格」を満たしていない場合
 - ③ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
 - ④ 見積額が当該予算額を超えている場合
 - ⑤ プレゼンテーション審査に欠席した場合
 - ⑥ 選考の公平性を害する行為があった場合
 - ⑦ 前各号に定めるものの他、提案にあたり著しく信義に反する行為等、審査会委員長が失格であると認めた場合
- (2) 申出書及び提案書等の作成、提出並びにプレゼンテーション等に関する費用は、すべて当該提案者の負担とする。
- (3) 提出書類は、返却しない。

- (4) 提出期限以降における参加表明書及び提案書類は、原則として記載内容の変更を認めない。
- (5) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出するものとする。また、提案資格確認通知後、提出期限までに提案書類の提出がない場合は、辞退したものとみなす。
- (6) 本委託業務の履行に伴い生じた著作権その他の権利は、木更津市に帰属するものとする。
- (7) 本プロポーザルを公正に執行することが困難と認められるとき、その他止むを得ない事情があるときは、本プロポーザルを延期又は中止することがある。
- (8) 受託候補者が決定するまでの間、提案者の数等は公表しないものとする。

18 担当部局

木更津市市長公室公共施設マネジメント課

〒292-8501

木更津市富士見一丁目2番1号 木更津市役所駅前庁舎8階

電話：0438-23-8698 FAX：0438-23-9338

Email：koukyou@city.kisarazu.lg.jp